

会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		令和８年度第１回小金井市廃棄物減量等推進審議会		
事 務 局 (担 当 課)		小金井市ごみ対策課		
開 催 日 時		令和８年７月３日（金） １４時～１５時		
開 催 場 所		メタウォーターサステナブルパークこがねい 研修室		
出 席 者	委 員	<出席者：１４名> 岡山会長・渡辺副会長・溝入委員・石原委員・岸野委員・光明委員・橋爪委員・牧野委員・多田委員・平川委員・渡邊委員・片柳委員・磯野委員・井上委員 <欠席者：０名>		
	事 務 局	今井環境部長・ごみ対策課長・越減量推進係長・竹内清掃係長・高橋施設係長・川端主任		
傍聴者の可否		可	傍 聴 者 数	０
会 議 次 第		１ 開 会 ２ 議 題 (１) 会長・副会長の選任 (２) その他		
会 議 結 果		別紙審議経過のとおり		
提 出 資 料		別添のとおり		
そ の 他				

(審議過程) 主な発言等

西村ごみ対策課長	これより令和８年度第１回小金井市廃棄物減量等推進審議会を開催する。 今回、委員改選により新たな任期の初回となるため、会長が選出されるまでの間、ごみ対策課長の西村が進行役を務めさせていただきます。 本審議会の開催にあたっては、会長選出前のため市長名にて通知したが了承いただきたい。 また、本来であれば、市長より直接委嘱状をお渡しさせていただくところだが、本日は市長の代理として、環境部長の今井よりお渡しさせていただきたい。
今井環境部長	(委嘱状手交後、今井環境部長より挨拶)
西村ごみ対策課長	それでは、本日の進行及び配布資料についての確認をさせていただきます。 (配布資料確認) 委員改選後、初めての審議会となるので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたい。 (委員自己紹介・事務局紹介) それでは、審議会会長を選出したい。まず、事務局から規程を説明させていただく。 (小金井市廃棄物減量等推進審議会規則 第３条第１項と第２項を説明) ただいまから小金井市廃棄物減量等推進審議会会長の互選を行う。挙手にて指名推薦をお願いしたい。
石原委員	岡山委員を推薦する。
西村ごみ対策課長	他にいないようであれば、岡山委員を会長に選出することによりよい。 (承認)

(審議過程) 主な発言等

岡山会長	それでは、ただいま選出された岡山委員にご挨拶いただく。 (新会長から挨拶) これより岡山会長に進行をお願いします。 それでは、引き続き副会長の互選を行う。互選の方法については、同じく挙手にて指名推薦で行いたい。
光明委員	渡辺委員を推薦する。
岡山会長	他にいないようであれば、渡辺委員を副会長に選出すること でよいか。 (承認) それでは、渡辺副会長からご挨拶をいただく。 (新副会長から挨拶) それでは、審議会の進行について事務局より説明をお願いします。
越減量推進係長	(小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 7 条・規則・情報公開条例第 5 条第 1 項・小金井市市民参加条例 及び会議録等について説明)
岡山会長	事務局からの説明どおり、会議録については、今年度も発言 者がわかる形での公開の取り扱いとする。議事を録音して、そ れを起こして記録するという形になるので、発言の前に自分の 氏名を言っていたきたい。 それでは、事務局より報告をお願いします。
西村ごみ対策課長	(「令和 7 年度策定の 3 計画について」報告)
岡山会長	事務局からの説明に対して、意見・質問はあるか。

(審議過程) 主な発言等

西村ごみ対策課長 岡山会長 越減量推進係長 渡辺副会長	なければ次に移りたい。 (「3市ごみ減量市民会議への委員の選任及び選出について」説明) 事務局の選出依頼について了承してよいか。 (承認) それでは、4名のうち2名については、市民公募以外の方から指名推薦させていただく。 ごみゼロ化推進員代表の井上委員とNPO法人東京学芸大こども未来研究所の片柳委員を推薦したいがいかがか。 (承認) 続いて、市民公募委員の中から光明委員と新しく本審議会の委員となった牧野委員を指名推薦したいがいかがか。 (承認) では、井上委員・片柳委員・光明委員・牧野委員を「3市ごみ減量推進市民会議」の市民委員として派遣することを了承する。各委員から一言願いたい。 (各委員より挨拶) 他に何かあるか。ないようであれば、今後のスケジュール等について、事務局から願います。 (第2回以降の予定議題2点「事業系一般廃棄物処理手数料の改定、単年度ごとの一般廃棄物の処理計画の策定」について説明) 今期は、市長から本審議会に諮問等はないということか。
---	---

(審議過程) 主な発言等

西村ごみ対策課長	次回以降、諮問内容について、正副会長と相談の上、お示しできればと考えている。
渡辺副会長	改めて諮問があるということで良いか。
西村ごみ対策課長	良い。
井上委員	事業系ごみの収集運搬手数料。これは、戸別回収のような形で持っていくごみの処理手数料か。持込みではなく。
西村ごみ対策課長	事業系である。
井上委員	そういうのが分からない。今、さらさらっと話したが、事業系の袋に入れて出すものもある。いきなり浅川に持ち込むものもあるし、どこでどのお金を事業者が払っているのか、ちょっと説明していただきたい。
西村ごみ対策課長	事業系の、ごみ処理手数料について改定を検討しているが、次回以降、年間５回程度ある中で、手数料関係と、毎年更新する計画の関係の２本は御審議いただきたいということで案内している。
石原委員	会長か副会長含めて、現状みたいなのをざっくり教えていただきたい。事業系の一般廃棄物という言葉自身が、初めての人は分からないと思う。基本の基本で。
岡山会長	一般廃棄物は、簡単に言うと、我々が毎日出す生活ごみのこと。一般廃棄物の中には、家庭から出るごみと事業者、例えばオフィスとかお店とかから出てくる事業者のごみがある。事業者から出てくるもので、製造に関わるものについては産業廃棄物でまた別だが、オフィスの普通のごみが、生活ごみと準じたものが出るので、そういうのは一般廃棄物として処理される。
渡辺副会長	厳密に言うと、産業廃棄物というのは指定された事業者から指定された品目だけが産業廃棄物で、残りのものは全て事業者から出ても一般廃棄物となる。産業廃棄物に該当しないものは全て一般廃棄物となる。
岡山会長	詳しく説明しないが１７品目ある。産業廃棄物だけがきっちり決まっている。だから、どこから出た何のごみが産業廃棄物かというのが決まっていて、これ以外のものは、全部一般廃棄物である。一般廃棄物の処理責任は市町村が持っている。市区町村がやらなくてはいけないとなっている。
石原委員	事業者じゃなくて市町村にあると。

(審議過程) 主な発言等

岡山会長	収集運搬と処理は、基本的には市区町村が責任を持ってやるという事務になっている。事業系の一般廃棄物、小金井市でも有料化しているので、品目によって幾らか払う。これが、事業者さんにはもう少し負担をしていただいているということになっている。収集運搬について、家庭系のごみについては小金井市が負担をしている。税金で負担しているということ。 事業系については、その処理、まず、ごみの収集。ごみを持っていってもらう。それから処理のところに運ぶ運搬の費用。それと、それぞれ処理手数料を払ってもらうことになっている。処理手数料を今年、値段を今全く白紙で決まっていなかったが、ちょっと上げたいということで、どういうふうに上げればいいのか、どのくらい上げればいいのか、ということをこの審議会でも議論して決めたいということである。
西村ごみ対策課長	事業系と一般廃棄物の手数料については正副会長の説明のとおりだが、今後については、次回以降に御相談させていただきたい。
岡山会長	次回の審議会開催日程については、改めて通知する。以上をもって本日の審議会を終了する。